

豊中高等学校能勢分校 生徒心得

1 服装、頭髪について

(1) 制服（原則以下のとおりとする。）

男子：冬服 学校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ
＜ベスト・セーター・カーディガン＞

夏服 学校指定のスラックス、カッターシャツ

女子：冬服 学校指定のブレザー、スカートまたは防寒用スラックス、
カッターシャツ、リボン、＜ベスト・セーター・カーディガン＞

夏服 学校指定のスカート、カッターシャツ

※ 注意

- ・10月1日から5月末日までは冬服、6月1日から9月末日までは夏服着用を原則とする。但し、寒暑の状況に応じて調節期間をおく。
- ・ベスト・セーター・カーディガンの着用は任意。着用する場合は学校指定のものを購入すること。
- ・冬服は必ずブレザーを着用しベスト等のみの着こなしは認めない

(2) 防寒着

ブレザーの上に着用する防寒着は、華美でないものとする。

(3) 頭髪は清潔・清楚に保ち、パーマ・染色・脱色等は禁止する。

(4) 化粧・マニキュアをしたり、ピアス・指輪・ネックレスなどの装飾具を身につけたりしない。

(5) 学校指定のスリッパをはく。

(6) その他

細部については高校生として良識の範囲とする。

※ 服装・頭髪等の指導に関して、度重なる指導をしても改善が見られない場合、保護者連絡の上、再登校指導（改善できてから登校する）に入ることもあります。

2 遅刻指導について

(1) 学校遅刻：8時35分以降の登校は遅刻。

(2) 授業遅刻：授業に遅れた場合や途中入退室については、職員室にて「入室許可証」を発行してもらい、教室へ入室する。

※ 定期考査間毎に一定の回数遅刻した場合は、指導対象となる。

※ 上記遅刻指導に関して、指導に従わない場合や改善が見られない場合、保護者同伴での指導（懲戒も含む）を行うこともあります。

3 交通規定について

- (1) 通学には、通学届にあるきまった通学経路をとり、交通規則を守り、安全やマナーを心掛けること。
- (2) 自転車通学を希望する者は「自転車通学届」を提出し、許可を得なければならない。自転車は自転車置き場に整頓して置き、日頃から点検整備に心掛けること。
- (3) 本校では「三ない運動」に基づいて、単車や車の免許は取得しないように指導している。しかし、特別な事情があり運転免許を取得しなければならない場合には、保護者・学級担任と相談の上、免許取得後は直ちに免許取得届を提出すること。なお、学校へ登校すべき日の取得は認めない。
- (4) 単車や車による登下校（同乗を含む）は登校すべき日はもとより、放課後、休日といえども禁止する。

※ 大阪府条例により「自転車損害賠償保険等の義務化」が平成 28 年 7 月に施行されたことに伴い、本校では「全国高 P 連」の賠償責任保証制度に学校単位で加入しております。

4 携帯電話、スマートフォンやゲーム・音楽等の情報端末機器について

- (1) 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等は「校舎内持ち込み禁止」。持ってきた場合は、個人ロッカーへ入れ、施錠をすること。
- (2) 始業（8 時 35 分）から 6 限終了（7 限目選択科目のある場合は 7 限終了）までの間、使用禁止。

※ 長時間使用の弊害が指摘されている現状を踏まえ、このような指導を行っております。使用方法について、ご家庭でもよくご相談ください。

5 校外生活

- (1) 本校生徒としての自覚のもとに責任をもって行動すること。
- (2) 高校生の立ち入りが禁止されている場所や高校生としてふさわしくない場所には出入りしないこと。
- (3) アルバイトは原則として認めない。やむを得ずアルバイトする時は、保護者・学級担任と相談の上「アルバイト届」を提出すること。
- (4) 無断外泊や夜遅くの外出はしないこと。
- (5) 自転車・単車等の利用に際し、交通安全を心掛け、事故防止に努めること。